

# 余市フィッシャリーナの使用に関する誓約書

平成 年 月 日

余市町長 嶋 保 様

使用者住所

氏 名 ⑩

余市フィッシャリーナの使用に関して下記事項を遵守すると共に、各事項に反する行為等が確認された場合においては、使用の制限もしくは使用（許可）の取消しを受けても異議の申し立てはしない事を誓約し確認します。

## 記

### 1. 余市町暴力団排除条例の遵守（条例抜粋）

（公共施設の利用の不許可等）

第7条 町長、教育委員会及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（次項において「町長等」という。）は、公共施設（町が設置し、又は管理する施設（附属施設を含む。）をいう。）が、暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公共施設の利用を許可しないものとする。

2 町長等は、既に公共施設の利用を許可している場合において、当該利用が暴力団の活動に利用されていると認めるときは、当該許可を取消し、又は当該利用の停止を求めるものとする。

### 2. 余市フィッシャリーナ設置条例の遵守（条例抜粋）

（使用の許可等）

第4条 余市フィッシャリーナ（以下「フィッシャリーナ」という。）を使用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。

2 町長は、前項の許可に施設の使用上必要な条件を付することができる。

（権利譲渡等の禁止）

第5条 この条例に基づく許可により生ずる権利は、他人に譲渡し担保に供し、又は転貸することはできない。

（使用料）

第6条 フィッシャリーナを使用する者は、別表に掲げる使用料を納付しなければならない。

2 既納の使用料は、返還しない。ただし、町長において使用者の責めに帰することができない事由があると認めたときは、この限りでない。

（許可等の取り消し）

第8条 町長は、許可を受けた者が、次の各号の一に該当するときは当該許可を取り消しすることができる。

（1）この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

（2）当該許可の条件に違反したとき。

（3）その他公益上の理由により必要と認めたとき。

2 前項の場合において使用者に生じた損害は、町は賠償その他の責めを負わない。

（損害賠償）

第9条 フィッシャリーナ内における船舶等の損傷又は滅失については、町はその賠償の責めを負わない。

2 使用者は、フィッシャリーナ内の施設（管理棟、クレーン、牽引用特殊車両等）を滅失し、損傷し、又は汚損したときはその損害を賠償しなければならない。

### 3. 余市フィッシャリーナ設置条例施行規則の遵守（施行規則抜粋）

（許可等の取消し）

第6条（条例第8条第1項第3号関係）

（1） 営利を図る目的で使用し、又はそのおそれがあるとき。

（2） 条例の設置目的に照らし、不相当と認めたとき。

（町が賠償責任を負わない損害等）

第9条（条例第9条第1項関係）

（1） 使用者の責めによるもの

（2） 不法侵入者によるもの

（3） 第三者の故意又は過失によるもの

（4） 自然災害等によるもの

### 4. 余市町と余市郡漁業協同組合との協定内容の遵守（略）

（1） フィッシャリーナ以外の漁港等に係留又は上架しないこと。

（2） 漁港及びその周辺海域が漁業者の生活資源確保の場であることを充分認識し漁船に対する危害及び妨害にわたる行為は厳に行わないこと。

（3） 余市漁港本港地区（旧余市河口漁港）周辺において漁船の安全走行と操業している漁船の被害防止のため3ノット以内の微速航行とする。

（4） 入出港時は入出港航路（余市川中心より左右250mコンパス30°00′で沖出し4,500mに囲まれた海面）を航行し、速度は10ノット以内とする。

### 5. 漁船、漁具等に被害を与えた場合はフィッシャリーナ使用者が責任を持って補償を行うものとする。（賠償責任保険は強制加入とする。）

### 6. 気象情報等の把握に努め入出港や航行に十分な注意をはらうこと。

### 7. フィッシャリーナの使用にあたっては、施設管理者の指示に従うこと。

### 8. その他関係法令等の遵守

#### 付 記

#### 1. 使用者の責務

（1） 常時船体にフィッシャリーナ施設使用許可書を備え付けておかなければならない。

（2） 町長の指定したフィッシャリーナ施設に陸置きしなければならない。

（3） 船舟の長さ、幅員若しくは喫水、船舟の材質又は、船舟の種類、使用期間を変更しようとするときは、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

（4） 使用期間中は、フィッシャリーナ施設の管理に支障を及ぼさないよう常に自己の責任において安全かつ適正に管理しなければならない。

（5） 台風等荒天が予想されるときは、速やかに陸上艇置場の状態を点検し、他に影響を及ぼさないよう十分な措置を講じなければならない。

（6） 自己の責めに帰する事由により第三者に損害を与えた場合は、自己の責任において処理しなければならない。

#### 2. 船舶の移動

この許可の期間が満了し、又は許可が取り消されたときは、直ちにフィッシャリーナ施設から退去しなければならない。

#### 3. 有益費等の請求権の放棄

フィッシャリーナ施設について支出した有益費、必要経費等その他の費用を請求しないものとする。